

第七十号議案

東京都海上公園条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和三年二月十七日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都海上公園条例の一部を改正する条例

東京都海上公園条例（昭和五十年東京都条例第七号）の一部を次のように改正する。

別表第一ふ頭公園の部東京都立フェリーふ頭公園の項を削る。

別表第二 一の項中「千七百十一円」を「千七百三十二円」に改め、同表二の項中「七百二十三万三百円」を「六百八万二千五百円」に改める。

別表第五中「千百四十六円」を「千百四十九円」に、「五百十二円」を「五百十三円」に、「千二十四円」を「千二十六円」に、「四百九円」を「四百十円」に、「八千九百九十二円」を「八千二百八円」に改める。

附 則

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の東京都海上公園条例の規定により、既に納付すべきものとされているこの条例の施行の日以後の使用又は占用に係る使用料又は占用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

東京都立フェリーふ頭公園を廃止するとともに、使用料及び占用料の上限額を改定する必要がある。